

「おすすめしたいこどものほん」掲載図書の市町村巡回展示実施要領

島根県立図書館

1. 目的

この要領は、県立図書館が推薦する図書目録「おすすめしたいこどものほん」に掲載した図書を、市町村立図書館・学校図書館・幼稚園・保育所等における図書選定やボランティア等の読み聞かせ活動に役立てるために、市町村で巡回展示するのに必要な事項を定める。

2. 巡回展示対象施設

対象とする施設は、市町村立図書館（本館・分館・地域館）、図書館未設置町村の中心読書施設、その他館長が適当と認めた施設（以下「市町村立図書館等」という。）とする。

3. 巡回展示資料

巡回展示する資料は、原則として毎年7月に発行する最新版「おすすめしたいこどものほん」に掲載した最近刊行された図書とする。

4. 巡回展示対象期間

巡回展示対象期間は8月より翌年7月末までの1年間とする。

5. 利用方法

巡回展示する図書は、市町村立図書館等の館内に展示するものとする。また、巡回展示する図書は、市町村立図書館等の判断により、館外への貸出も可能なこととする。

6. 貸出期間

展示施設への貸出期間は、2ヶ月以内とする。

7. 申込方法

展示を希望する市町村立図書館等は、『「おすすめしたいこどものほん」掲載図書市町村巡回展示申込書』により県立図書館長まで申し込むものとする。（FAX送信可）

8. 貸出方法

展示を希望する市町村立図書館等は、県立図書館または西部読書普及センターに直接来館し、貸出しまたは返却するものとする。ただし、直接来館が困難な場合には、図書館資料搬送事業を利用した貸出しまたは返却も認めるものとする。

9. 損害の弁償

巡回展示中の図書を著しく汚損し、又は亡失した場合、図書の貸出を受けた市町村立図書館等は、速やかにその旨を県立図書館に届け出た上で、同等又は類似の現品による補填により弁償しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由によるものと館長が認めたときは、この限りではない。

10. 広報

市町村の担当者は、展示について自治体内の小学校、幼稚園、保育所、読み聞かせボランティア等への広報に努めるものとする。

附則

この要領は平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。

平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。

平成 27 年 8 月 1 日から改正施行する。

令和 2 年 8 月 1 日から改正施行する。